

令和元年度大阪府相談支援従事者現任研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的とします。

2 受講対象者

以下の①と②の要件を満たすもの

- ① 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等において、相談支援専門員として従事している方（今後、相談支援専門員として従事予定者を含む）。
- ② 「相談支援従事者初任者研修5日課程」あるいは「障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」（以下「初任者研修等」という。）を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする方。

【現任研修受講イメージ】（グレーで表示された部分が今年度の該当者です）

初任者研修修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成18年度	平成19年度～平成23年度 (2007) (2011)	平成24年度～平成28年度 (2012) (2016)	平成29年度～令和3年度 (2017) (2021)
平成19年度	平成20年度～平成24年度 (2008) (2012)	平成25年度～平成29年度 (2013) (2017)	平成30年度～令和4年度 (2018) (2022)
平成20年度	平成21年度～平成25年度 (2009) (2013)	平成26年度～平成30年度 (2014) (2018)	令和元年度～令和5年度 (2019) (2023)
平成21年度	平成22年度～平成26年度 (2010) (2014)	平成27年度～ 令和元年度 (2015) (2019)	
平成22年度	平成23年度～平成27年度 (2011) (2015)	平成28年度～令和2年度 (2016) (2020)	
平成23年度	平成24年度～平成28年度 (2012) (2016)	平成29年度～令和3年度 (2017) (2021)	
平成24年度	平成25年度～平成29年度 (2013) (2017)	平成30年度～令和4年度 (2018) (2022)	
平成25年度	平成26年度～平成30年度 (2014) (2018)	令和元年度～令和5年度 (2019) (2023)	
平成26年度	平成27年度～ 令和元年度 (2015) (2019)		
平成27年度	平成28年度～令和2年度 (2016) (2020)		
平成28年度	平成29年度～令和3年度 (2017) (2021)		
平成29年度	平成30年度～令和4年度 (2018) (2022)		
平成30年度	令和元年度～令和5年度 (2019) (2023)		

- ※1 平成20年度までに「初任者研修等」を修了した人で、平成30年度末までに「現任研修」の2回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修5日課程」を受講していただく必要があります。
- ※2 平成21年度から平成25年度に「初任者研修等」を修了した人で、平成30年度末までに「現任研修」の1回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修5日課程」を受講していただく必要があります。
 なお、平成21年度に「初任者研修等」を修了し、平成26年度までに「現任研修」の1回目を修了した人で、令和元年度末までに「現任研修」の2回目を受講されない場合は相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
- ※3 平成26年度に「初任者研修等」を修了された方で、令和元年度末までに「現任研修」の1回目を受講されない場合は相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
- ※ 上記に示した内容は今年度限りのものです。令和2年度以降は変更となる可能性があります。

3 定員・研修コースと対象者

定員：144名程度

① 現任者コース

対象者：初任者研修等修了者であり、現に指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等で相談支援専門員（指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者）として従事している方
※相談支援専門員として受講者自身が作成したサービス等利用計画及びモニタリング報告書を事例として提出できる方

内容：講義1日間、演習2日間（現に相談支援専門員として従事している人向けの演習）

② 予定者コース

対象者：初任者研修等修了者であって、今後、指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等で相談支援専門員として従事予定の方
※現に相談支援専門員として従事しているが、受講者自身がモニタリングまで行った事例がない方
※将来的に相談支援専門員に従事することに備え、更新のために受講される方

内容：講義1日間、演習2日間（今後、相談支援専門員として従事する予定の人向けの演習）

4 研修日時・会場

課程		相談支援従事者現任研修	
		現任者コース	予定者コース
第1日	講義	令和元年12月23日（月） 8：40～17：00 たかつガーデン たかつ	
第2日	演習	現任者コース 令和2年1月14日（火） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ	予定者コース 令和2年1月21日（火） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ
		現任者コース 令和2年1月15日（水） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ	予定者コース 令和2年1月22日（水） 9：00～17：30 たかつガーデン たかつ
第3日			

※詳細につきましては、受講決定時にお送りする受講決定通知でご確認ください。

※実施時間は未定です。当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。

5 場 所 たかつガーデン

<講義、演習> 大阪市天王寺区東高津町7-11
【近鉄「大阪上本町」駅 徒歩約3分】
【Osaka Metro「谷町九丁目」駅 徒歩約7分】

6 申込方法

① 「受講申込書及び推薦書」に必要事項を記入。

※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。



② 「応募必要書類確認書」の【同封確認】欄で必要書類を確認。

※返信用封筒（長形3号 94円切手貼付）

「相談支援従事者初任者研修（1日課程または5日課程）の修了証書の写し」
（該当者のみ「1回目及び2回目の現任研修の修了証書の写し」）を準備
障害者ケアマネジメント従事者養成研修の修了証書の写しは不要です。



③ 申込書類一式を、下記申込先へ郵送（FAX、メール等受付不可）。

【申込先】〒546-0033

大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
大阪市障がい者相談支援研修センター研修事務局 宛

締め切り：令和元年9月20日（金）17：00 ※必着

- ※ 9月20日（金）17時までに研修事務局に届いた申込書類のみ受け付けます。
- ※ 直接持参された申込書類及びFAXについては一切受付いたしません。
- ※ ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

7 受講費用 24,000円（税込）

- ※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に「振込依頼書」を同封して送付します。
なお、納付済の受講料については、返金できませんのでご注意ください。
- ※ 領収証の発行はいたしません。金融機関からの「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

8 受講者の決定及び通知

- ・受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。電話、メール等でのお問い合わせには一切お答えできません。
- ・10月15日(火)までに受講可否の通知が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

9 令和元年度の研修について

- ・受講決定は先着順ではありません。
- ・令和元年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は下記のとおりです。

事業者名	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定番号3)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)
募集期間	令和元年8月19日～ 令和元年9月4日	令和元年9月2日～ 令和元年9月20日	令和元年11月11日～ 令和元年11月29日
研修期間	令和元年11月8日～ 令和元年11月29日	令和元年12月23日～ 令和2年1月22日	令和2年2月26日～ 令和2年3月6日

【受講者選考について】

- ・受講対象者であっても申し込みが多数となった場合には、以下のとおり優先順位をつけさせていただき、上位から順番に受講決定いたします。

受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、次の順番で優先順位をつけて選考します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

■現任研修の優先順位について

- ① 今年度に受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう者
- ② 相談支援従事者初任者研修又は障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者を対象とした相談支援従事者初任者研修の1日課程を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度ごとの末日までの残っている期間が少ない者（あと1年⇒あと2年）

10 研修の修了及び修了証書

- ・講義・演習を全て受講された方に修了証書を交付します。いずれかの講義・演習を欠席した場合は、修了証書を交付できません。
- ・修了証書の交付については、研修最終日に手渡しにより交付する予定です。
- ・**10分以上の遅刻・早退・電話使用などによる途中退席があった場合は、研修修了とみなすことができません。**

受講態度が著しく悪い方（私語、居眠り、スマートフォンの使用など）には、修了証書を交付できない場合がありますのでご注意ください。

- ・研修当日は受講者本人であることを確認するために、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることがありますので、受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人確認ができない場合は修了証を交付できない場合があります。
- ・申込書類に虚偽が判明した場合、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 問い合わせ先

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター

電話： 06-6622-1205

受付時間： 土・日・祝日を除く、9:00~17:00

研修ホームページ お問い合わせフォーム (URL: <http://www.supokyo-kensyu.org/offer>)